平成２３年（フ）第６６７５号
東京都江東区亀戸８丁目７－３、開始決定時の住所東京都墨田区京島２―10―16　宮田方
破産者　荒井　典雄
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７１１号
東京都足立区島根２丁目29―30―701
破産者　小林　直代
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７５１号
東京都世田谷区駒沢２丁目16番２号
破産者　ソンニドーロ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８５６号
宮城県仙台市泉区南光台１丁目34番５号
破産者　有限会社影山住設工業
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９１５号
静岡県裾野市須山578番地の３
破産者　有限会社勝呂建設
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９１６号
静岡県裾野市須山578－３
破産者　勝呂　剛房
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９１７号
静岡県富士市大淵6173、開始決定時の住所静岡県裾野市須山578―３
破産者　勝呂　芳久
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７００８号
東京都台東区入谷２丁目20―４―203
破産者　恋塚　晃紀
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０３６号
東京都江東区南砂２―30―１―711、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区東大井４丁目７番22号
破産者　株式会社ＣＤ＆Ｄ
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０５４号
東京都中央区日本橋人形町１丁目13番９号
破産者　有限会社ラ・エンカフェ
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０５５号
東京都府中市押立町３丁目28―35
破産者　和田　由里
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８０号
東京都新宿区市谷仲之町４番46号
破産者　アグラレシピ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８１号
東京都新宿区四谷４丁目８―1006
破産者　十河　武洋
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１４９号
東京都豊島区東池袋１丁目28番１号
破産者　株式会社トルジック
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８４号
東京都多摩市馬引沢２丁目15番地の９　クリオ多摩永山弐番館301
破産者　サンフラットクリエイティブ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８５号
東京都東村山市本町３丁目８―23―213
破産者　小澤　敏明
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２１６号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目７番15号
破産者　有限会社金鍋
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２４６号
千葉県松戸市西馬橋相川町155番地
破産者　有限会社鈴勝工業
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２４８号
千葉県松戸市西馬橋相川町155
破産者　鈴木　捷子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２５６号
東京都足立区新田３丁目35―22―201、開始決定時の住所東京都江東区豊洲５丁目５―１―2203
破産者　志賀　由章
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２６６号
神奈川県横浜市港北区篠原西町２番17号　白楽ホームズＤ号棟
破産者　有限会社松木直也事務所
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部